

平成20年度農林水産関係税制改正予定主要事項

平成19年12月
農林水産省

1 国内農業の体質強化

- 贈与税納税猶予の適用農地等を認定農業生産法人等に使用貸借した場合の納税猶予の継続措置の延長
- 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に係る登録免許税率の軽減措置の延長
- 農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税措置の延長

2 資源・環境対策の推進

- バイオエタノール混合ガソリンに係るガソリン税の免税措置（エタノール分）の創設
- バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の軽減措置の創設
- 食品リサイクル設備に係る固定資産税の課税標準の軽減措置の拡充

3 食品産業の競争力強化

- 農林水産業と商工業との連携等を促進するための所要の税制措置の創設
- HACCP資金を借り入れて共同利用施設を取得した場合の不動産取得税の課税標準の軽減措置の延長

4 森林・林業施策の推進

- 木質バイオマス発電装置、木質固形燃料製造設備の特別償却制度の延長
- 森林組合等が国の補助等を受けて共同利用施設を取得した場合の不動産取得税の課税標準の軽減措置の延長

5 水産施策の推進

- 漁業協同組合の合併に係る企業組織再編税制の特例措置の創設
- 漁業協同組合等が現物出資により株式会社を設立した場合の不動産取得税の非課税措置の創設